

令和 5 年 第 10 回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和 5 年 9 月 11 日（月）

午後 3 時 58 分から午後 4 時 53 分

場所：宇城市役所本館 3 階大会議室

○出席委員

（農業委員）

1 番	村山 安次	2 番	五嶋 一精	3 番	田尻 かほる
4 番	松川 奈保美	5 番	村嶋 政弘	6 番	河野 公明
7 番	橋本 孝博	8 番	山田 哲郎	9 番	坂本 茂義
10 番	百家 美代子	11 番	欠	12 番	北岡 誠司
13 番	本田 久				

（農地利用最適化推進委員）

中田 修	山本 祐精	松下 潤一
富武 聖一	河野 道也	上田 誠
吉利 健	早川 一伸	中塘 万格人
近藤 洋之	田中 起代登	澤村 賢治
上村 君博	森田 良光	竹村 寛治
吉川 勝弘	河島 陽一	野田 眞語
小田 直之	杉田 雅宏	

○欠席委員

農業委員

岩村 登美

農地利用最適化推進委員

な し

○事務局出席者：（事務局長）園田 弥生 （審議員）林田 直樹 （主任主事）中山 由里子

議事日程（開議：午後 3 時 58 分）

日程第 1 議事録署名委員の決定について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 45 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 4 議案第 46 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 47 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

日程第 6 議案第 48 号 農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

日程第 7 議案第 49 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について

日程第 8 議案第 50 号 宇城市農業委員の辞任について

開 会 (午後 3 時 58 分) 職務代理者の号令による起立・礼

事務局長 ただ今から令和 5 年第 10 回宇城市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会への出席者は、農業委員総数 13 名中 12 名の出席でございますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び宇城市農業委員会会議規則第 7 条の規定に基づき、総会が成立することをご報告申し上げます。
開会にあたりまして、百家会長がご挨拶申し上げます。

会 長 こんにちは。今日は大変お忙しい中、また、残暑厳しい中にご出席をして頂きましてありがとうございます。今度、11 月に九州、沖縄ブロックのですね農業委員女性の会の委員の研修会があるんですけど、その時にですね、これはお願いですけども 200 円から 3,000 円程度の農畜産加工品を無償で提供して頂けるところがありましたら、みなさんどうか PR の為によりしくお願い致します。
そして、全国農業新聞ですけどまだ、申し込みを忘れてらっしゃる方がいらっしゃるということなので、これはですね農業委員、最適化推進委員のとてもためになる、購読書になりますのでどうか申し込みをよろしくお願い致します。

議 長 それでは、これより令和 5 年第 10 回宇城市農業委員会総会を開催いたします。
日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。
署名委員は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、3 番 田尻かほる委員、4 番 松川奈保美委員を指名いたします。

議 長 日程第 2、会期の決定を議題とし、お諮りいたします。
本総会の会期は、本日 1 日と決定したいと思います、ご異議のない方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって本総会の会期は、本日 1 日と決定されました。

議 長 日程第 3、議案第 45 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。
議案第 45 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第 45 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について
次のとおり、許可申請があったので審議を求める。
令和 5 年 9 月 11 日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子
農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第

1 の 2 の (1) の規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長

それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況がわかるように説明をお願いします。なお、申請番号 9 番につきましては、〇〇委員の案件ですので、後ほど審議します。

議 長

申請番号 1 番及び 2 番は、	三角 2	山本委員より
申請番号 3 番及び 4 番は、	三角 3	松下委員より
申請番号 5 番は、	三角 5	河野道也委員より
申請番号 6 番は、	松橋 5	上村委員より
申請番号 7 番は、	12 番	北岡委員より
申請番号 8 番は、	豊野 1	小田委員より

それぞれ説明を求めます。

山本推進委員

申請番号 1 番について説明します。申請理由は叔父から申請地の贈与を受け所有権移転を致すものでございます。受人は現在、柿栽培に従事しております。取得予定地にはカスミ草の栽培を予定しております。周囲は受人が耕作しており問題ないと思われます。ご審議よろしくお願い致します。

申請番号 2 番について説明します。申請理由は経営規模拡大により、売買により所有権を移転致すものです。申請地は県営戸馳地区農業基盤整備事業の予定区域内で問題はないと思われます。ご審議よろしくお願い致します。

松下推進委員

申請番号 3 番と 4 番は関連しておりますので続けて説明致します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買になります。譲受人は果樹専業農家で、3 番、4 番の土地は譲受人の倉庫に隣接しており、有効利用が認められます。許可は妥当だと思われます。ご審議よろしくお願い致します。

河野道也推進委員

申請番号 5 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買です。譲受人は柑橘を栽培されている専業農家であり、農作業に従事する人数、農業機械の所有状況からみて、取得後においても農地の全てを効率的に利用すると認められ、地域との調和要件にも支障はないと認められることから、許可は可能と思われます。審議のほどよろしくお願い致します。

上村推進委員

申請番号 6 番について説明します。詳細は記載のとおりです。場所ですが〇〇線の〇〇の入口の所になります。譲受人と譲渡人は親戚関係にありまして、譲受人は甥になります。受人が〇〇地区ではなくて隣の〇〇市になってい

ますので、作付証明書の添付をお願いしてつけて頂いております。特に問題はないかと思います。ご審議よろしく申し上げます。

北岡委員 申請番号7番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は親族間による贈与です。譲受人は農作業に従事する人数及び機械の所有状況からみて、取得後も農地の全てを効率的に利用すると考えられ、許可は可能と思われます。ご審議よろしくお願いたします。

小田推進委員 申請番号8番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買です。譲受人は畜産業を営まれていまして、自分の私有地の近くに今度売買される土地があるという事で効率的に使うために、規模拡大ということで購入になっています。本人は仕事も一生懸命頑張られておりまして、何ら問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ただ今、申請番号1番から8番について、各委員よりそれぞれ説明がありましたが、案件について何か質問・ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して発言をお願いします。併せて推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

小田推進委員 はい。

議 長 はい、小田委員。

小田推進委員 6番について説明をお願いします。先ほど上村委員から、耕作証明書を頂いたという話がありましたけども、耕作証明書について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは今、ご質問のありました耕作証明書について説明致します。耕作証明書につきましては農業委員会事務局では、宇城市の農地の正式に出してある貸し借りは管理してはいますが、自作地及び借入地の面積をどれだけ耕作してあるかということで記載したものを発行しているところになります。但し、あくまでも宇城市農業委員会が出している耕作証明書は宇城市の農地のものになりますので、例えば〇〇市の農地の耕作証明書であれば、〇〇市の農業委員会を出してもらうことになります。その方が耕作されている自作地及び借入地の面積が載っている証明書になりますのでよろしくお願いします。

小田推進委員 ありがとうございました。

森田推進委員 はい。

議 長 はい、森田委員、どうぞ。

森田推進委員 今、小田委員が質問した 6 番ですけども渡人が〇〇〇〇㎡畑を渡して、受け取る人が結局、経営自作がそのまま〇〇〇〇㎡となるわけですよね。そうだったら、受人は農家として認められている人なのか、今は昔の面積要件とかなくして農業者でない人にも渡せるのかっていう、数字からしてどうなのかと思った所ですが。

事務局 今の質問にお答え致します。申し訳ございませんが、譲受人の面積が宇城市の面積しか反映されていなかったみたいですので、実際にこれに〇〇に自作地及び借入地があるんですけどもそれを足しこんでおかねばならなかったんですが、それができておりませんでした。大変申し訳ございませんでした。ちなみに〇〇市での譲受人の自作地の面積は〇〇〇〇〇㎡、借入地が〇〇〇〇㎡で合計〇〇〇〇〇㎡、これに宇城市の分を足しますと〇〇〇〇〇㎡となります。大変失礼致しました。

森田推進委員 はい、わかりました。

議 長 ありがとうございます。
他に意見はありませんか。

(意見なし)

議 長 意見も無いようですので、申請番号 1 番から 8 番について承認されます方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議長 全員挙手です。よって申請番号 1 番から 8 番は、原案どおり承認することに決定されました。

議長 続きまして、申請番号 9 番につきまして、審議をいたします。
申請番号 9 番は、〇〇委員の案件になりますので、会議規則第 12 条の規定により、ここで退席を求めます。

(〇〇委員退席)

議長 それでは、委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。

小田推進委員 9 番について説明します。詳細は記載のとおりです。これも先ほどありました受人が同じで、受人の隣接する農地であって規模拡大ということで売買です。先ほど通り何ら問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長 ただ今、申請番号 9 番について、委員より説明がありましたが、案件について何か質問・ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して発言をお願いします。併せて推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

野田推進委員 はい。

議長 はい、野田委員、お願いします。

野田推進委員 〇〇委員が退席されましたけども、譲受人は〇〇ですか。

事務局 その通りです。

野田推進委員 〇〇でも退席しなければならないのですか。

事務局 今の件ですけども、同居の親族の案件の場合は退席してもらう形になっております。

野田推進委員 わかりました。

議長 他にありませんか。
（ 意見なし ）

議長 意見も無いようですので、申請番号 9 番について承認されます方の挙手を求めます。
（ 委員挙手 ）

議長 全員挙手です。よって申請番号 9 番は、原案どおり承認することに決定されました。審議が済みましたので、〇〇委員の入室を求めます。
（〇〇委員入席）

議長 これで議案第 45 号の全ての案件の審議が終了し、原案どおり承認することに決定されました。

議長 日程第 4、議案第 46 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。
議案第 46 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第 46 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について
次のとおり許可申請があったので審議を求める。

令和5年9月11日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子
農地法第4条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の(4)のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議長 それでは、委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況がわかるように説明をお願いします。

議長 申請番号1番は、松橋5 上村委員より
申請番号2番は、小川5 野田委員より

それぞれ説明を求めます。

上村推進委員 申請番号1番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は資材置場及び倉庫、事務所となっております。現況を確認しましたところ、資料の〇頁を見て頂きたいんですけども、実際に倉庫、資材置場として使用されていますので、写真の添付のとおりでございます。使用期間はもうだいぶ使用されていて、どれ位かははっきりわからないくらい使用されています。その旨、始末書添付という事で提出されております。周りの状況につきまして、農地関係に対する影響はどうかということも確認はしたんですけども、いま、現在はそのような影響は確認はされておられません。周りからの苦情等も発生していません。現況がこのような状況ですので、的確な審議のほどよろしくをお願いします。以上です。

野田推進委員 申請番号2番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は車庫となっております。これも上村委員の案件同様、事前に車庫が建っておりますので、始末書添付となっております。場所は〇〇方面から〇号線を〇〇方面へ〇〇の信号の一つ手前で〇〇方面へ行きまして、〇〇と〇〇の間の道を南へ200m行ったT字路を左に左折して50m行った左側となります。ご審議よろしくお願い致します。

議長 ここで事務局より、案件について農地転用許可の検討事項について説明をお願いします。

事務局 それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号1番は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農

地ではありますが、集落に接続して転用されるものであり第1種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

申請番号2番は、幅4m以上の道路に上・下水道が埋設され、概ね500m以内に〇〇保育園と〇〇歯科医院があることから農地区分は第3種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。以上です。

議 長 ただ今、申請番号1番及び2番について、委員より説明がありましたが、案件について何か質問・ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して発言をお願いします。併せて推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

議 長 どなたかご意見はございませんか。

野田推進委員 はい。

議 長 はい、野田委員、どうぞ。

野田推進委員 10 平米以上の建物を建てる時には、許可申請を出して申請が必要と思われますけども、添付してある資料には10 平米以上ある建物だなと思われますが、こういった案件は農業委員会にはあがってこないんですか、事前に。

議 長 事務局、お願いします。

事務局 申請番号の何番でしょうか。

野田推進委員 1 と 2 とだいたい似たような案件ですので、よろしくお願いします。

事務局 1 番の転用面積が〇〇〇〇㎡で、2 番が〇〇〇㎡という事だったんですけども、今10 平米と言われましたけども。

野田推進委員 建物を建てる時に10 平米以上の建物を建てる時には、県の許可申請がいるはずと思いましたけども、そういう許可申請の書類は農業委員会には回ってこないということですかね。要するに農業委員会では把握はしていないということでしょう。建ってるのは後で見に行って、始末書添付となる形になるんでしょう。

事務局 今の話は建築確認申請の話ではないかなと思うんですけども、建築確認申請につきましては、宇城市内で建築確認申請がいる地域と知らない地域があるんですけども、今、実際に農業委員会で建築確認申請が出ているかどうかの確認

はしておりませんが、例えばですけども実際、建物が農地に建っているという相談を受けた時には、農業委員会で承ることもありますけども、もともと農地にいきなり建物を建てるといけませんので、そこは十分に注意喚起したいと思います。繰り返しになりますけども、建築確認申請が上がっているかは農業委員会では確認はしていません。

議 長 他に質問等ありませんか。
(意見なし)

議 長 それでは意見も無いようですので、申請番号 1 番及び 2 番について承認されます方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって議案第 46 号の申請番号 1 番及び 2 番は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 5、議案第 47 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。
議案第 47 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第 47 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について
次のとおり許可申請があったので審議を求める。

令和 5 年 9 月 11 日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子
農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の (4) のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長 それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況がわかるように説明をお願いします。

議 長	申請番号 1 番は、	3 番	田尻委員より
	申請番号 2 番は、	5 番	村嶋委員より
	申請番号 3 番は、	7 番	橋本委員より
	申請番号 4 番は、	松橋 1	中塘委員より
	申請番号 5 番は、	松橋 3	田中委員より

それぞれ説明を求めます。

田尻委員 申請番号 1 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請地は、○

〇町〇〇の、〇〇神社から西に約 200m にある農地で、現況は荒廃農地となっています。転用目的は営農型太陽光発電施設で、太陽光パネルの下では、ミョウガを栽培されるということです。隣接同意、排水同意とられており、何ら問題ないと思われます。ご審議の程よろしく申し上げます。

村嶋委員

申請番号 2 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は個人住宅となっております。場所は、〇〇中学校と〇〇小学校の中間の所にありまして、子どもさんが小さいため、ここを希望されたそうです。区長の排水同意、隣接同意もありますので何ら問題ないかと思われます。以上です。

橋本委員

申請番号 3 番について説明します。詳細は記載のとおりです。場所は〇〇町〇〇の〇〇という所の横です。〇〇の跡地は〇〇並びに〇〇などの〇〇施設ができる予定です。今、片付けておりますけどもその横に従業員の駐車場並びに資材置場という事で申請があっております。〇〇さんの土地を〇〇から買いたいという事で申請があがっております。隣は排水路もちゃんとありますし、心配はいらないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

中塘推進委員

申請番号 4 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は農家住宅となっております。借人は貸人の孫にあたります。場所が〇〇公民館の北西に当たります。面積が 2 筆になっておりまして、〇〇〇-〇が写真と字図を見ると分かると思いますが、進入路がない為に〇〇〇-〇の方を進入路とし、〇〇〇-〇に住宅を建てます。面積が〇〇〇と広うございます。借人は〇〇の後継者にあたり、空き地を農機具置場として計画をしているそうです。隣接同意、排水同意とられており、何ら問題ないと思われます。ご審議よろしく申し上げます。

田中推進委員

申請番号 5 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は個人住宅です。隣接同意、排水同意とられておりますので何ら問題ないと思います。以上です。

議 長

ここで事務局より、案件について農地転用許可の検討事項について説明をお願いします。

事務局

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号 1 番は、農用地区域内にある農地ではありますが、下部の農地における営農の適切な継続を前提として、10 年間の一時転用となります。農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、例外

的に許可は可能であると思われます。

申請番号 2 番は、都市計画法に規定する用途地域が定められた農地に該当し、第 3 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号 3 番は、特定土地改良事業の対象となった農地で、第 1 種農地ではありますが、隣接する土地と一体して同一事業の目的に供するために転用されるものであり、第 1 種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

申請番号 4 番及び 5 番は、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地ではありますが、集落に接続して転用されるものであり第 1 種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。以上です。

議 長

ただ今、申請番号 1 番から 5 番について説明がありましたが、案件について何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

(意見なし)

議 長

意見もないようですので、申請番号 1 番から 5 番について、承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長

全員挙手です。よって議案第 47 号の農地法第 5 条の規定による許可申請について、申請番号 1 番から 5 番は原案どおり承認することに決定されました。

議 長

日程第 6、議案第 48 号「農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について」を上程し、議題といたします。

議案 48 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第 48 号、農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

次のとおり農用地利用集積計画案について、審議を求める。

令和 5 年 9 月 11 日 提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農地利利用集積計画について、基盤強化法の基本要綱の第 9 の 3 の (1) の規定により農用地利用集積計画案を決定するため、審議を求める。

議 長

議案の賃貸借権設定、使用貸借権設定については、各委員に送付していただきました総会議案により確認してきておられると思いますので、案件ごとの説明は割愛させていただきます。

それでは、議案の 13 ページの所有権移転の申請番号 401 番から 404 番につ

いて、事務局より説明を求めます。

事務局

今月は、農業公社が買い入れるのが1件、農業公社が売り渡すのが3件です。
4件18筆の地目が田となり、2筆の地目が畑となります。
合計面積は26,380㎡です。
売買価格は総会議案記載のとおりとなっております。
ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、各案件について、何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

議 長

何か意見はありませんか。

(意見なし)

議 長

意見もないようですので、議案第48号について、承認されます方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長

全員挙手です。よって議案第48号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長

日程第7、議案第49号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について」を上程し、議題といたします。

議案49号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第49号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について

農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定により、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、農業委員会の意見を求める。

令和5年9月11日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子

提案理由、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定により、宇城市長より農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、農業委員会の意見を求められたため。以上です。

議 長

この案件については、各委員に送付しておりました資料により確認しておられると思いますが、何か質問・ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して発言をお願いします。併せて推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

議 長 どなたか意見はありませんか。
 (意見なし)

議 長 意見もないようですので、議案第 49 号について、承認されます方の挙手を求めます。
 (委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって議案第 49 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 8、議案第 50 号「宇城市農業委員の辞任について」を上程し、議題といたします。
 議案第 50 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第 50 号、宇城市農業委員の辞任について
 農業委員会等に関する法律第 13 条の規定により、宇城市農業委員の辞任について、農業委員会の意見を求める。
 令和 5 年 9 月 11 日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子
 提案理由、農業委員会等に関する法律第 13 条の規定により、宇城市長より岩村登美宇城市農業委員の辞任について農業委員会の意見を求められたため。これについて説明致します。
 令和 5 年 8 月 10 日付で岩村登美委員より、宇城市長宛に辞表が提出されました。
 辞任の理由と致しましては、健康上の理由から今後の農業委員としての職責を十分に果たせなくなるとの思いから辞任を願い出たというものでございます。
 委員の辞任につきましては、農業委員会等に関する法律第 13 条の規定において、「委員は、正当な理由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て辞任することができる」と規定されていることから、今回の議案として上程させていただきました。以上です。

議 長 それでは、案件について何か質問・ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して発言をお願いします。併せて推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。
 (意見なし)

議 長 意見も無いようですので、議案第 50 号について承認されます方の挙手を求めます。
 (委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって議案第 50 号は、原案どおり承認することに決定され

ました。

議 長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。
これをもちまして、令和5年第10回宇城市農業委員会総会を閉会いたします。
慎重なご審議、ありがとうございました。

閉 会

(午後4時53分) 職務代理者の号令による、起立、礼。